

神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局規則

平成19年2月1日

規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例(平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第3号)の定める神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局(以下「事務局」という。)の組織及び所掌事務について必要な事項を定めるものとする。

(課の設置)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、広域連合長の権限に属する事務を分掌させるため、事務局に次の課を設ける。

総務課

企画課

資格保険料課

給付課

2 前項の課に係を置く。

3 係について必要な事項は、別に定める。

(事務分掌)

第3条 前条に規定する課の事務分掌は、次のとおりとする。

総務課

(1) 広域連合規約に関すること。

(2) 議会に関すること。

(3) 広域連合運営協議会に関すること。

(4) 条例、規則等の公布及び公表に関すること。

(5) 公印に関すること。

(6) 行政文書の取扱いに関すること。

(7) 行政手続の適正化に関すること。

(8) 人事管理に関すること。

(9) 情報公開及び個人情報保護の調整に関すること。

(10) 財産の総合的な管理及び調整に関すること。

(11) 事務室の維持管理に関すること。

(12) 財政の総合的調整に関すること。

(13) 財務関係条例、規則等に関すること。

(14) 予算編成及び執行管理に関すること。

(15) 予備費の充用及び予算の流用等に関すること。

- (16) 資金計画に関すること。
- (17) 決算及び決算統計に関すること。
- (18) 財政状況の公表に関すること。
- (19) 財務会計システムの運用及び管理に関すること。
- (20) 入札参加資格者登録に関すること。
- (21) 入札に関すること。
- (22) その他財務事務に関すること。
- (23) 特別会計に関すること。
- (24) 保険財政に関すること。
- (25) その他他の課に属さないこと。

企画課

- (1) 広域計画に関すること。
- (2) 後期高齢者医療業務にかかる総合的な企画及び調整に関すること。
- (3) 監査委員に関すること。
- (4) 選挙管理委員会に関すること。
- (5) 国・県・市町村との連絡調整に関すること。
- (6) 情報セキュリティに関すること。
- (7) 庁内システムの運用及び管理に関すること。
- (8) 後期高齢者医療システム運用の総合調整に関すること。
- (9) 後期高齢者医療システム機器、端末等操作に関すること。
- (10) 市町村における後期高齢者医療業務システムとの連携及び調整に関すること。
- (11) 保健事業の実施に関すること。
- (12) データヘルス計画に関すること。
- (13) 広報広聴の総合的な企画及び調整に関すること。

資格保険料課

- (1) 被保険者の資格の取得及び喪失に関すること。
- (2) 障害認定に関すること。
- (3) 住所地特例に関すること。
- (4) 適用除外に関すること。
- (5) 被保険者証の交付に関すること。
- (6) 限度額適用・標準負担額減額認定証及び特定疾病療養受療証に関すること。
- (7) 資格管理業務に係る後期高齢者医療システムの運用に関すること。

- (8) 保険料率等の設定及び改定に関する事。
- (9) 保険料の賦課に関する事。
- (10) 保険料の減免及び徴収猶予に関する事。
- (11) 保険料業務に係る後期高齢者医療システムの運用に関する事。

給付課

- (1) 不当利得求償に関する事。
- (2) 医療費適正化事業に関する事。
- (3) 高額療養費等の支給に関する事。
- (4) 葬祭費の支給に関する事。
- (5) 一部負担金の減免及び徴収猶予に関する事。
- (6) 現物給付の審査支払に関する事。
- (7) 現金給付の審査支払に関する事。
- (8) 第三者行為による損害賠償請求に関する事。
- (9) 給付業務に係る後期高齢者医療システムの運用に関する事。
- (10) その他後期高齢者医療業務に関する事。

(職の設置)

第3条の2 広域連合長の事務局に事務局長、課に課長及び係に係長を置く。

2 広域連合長が必要と認めるときは、事務局に事務局次長、課に担当課長及び係に担当係長を置くことができる。

(職務)

第3条の3 事務局長は、すべての事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、必要があるときにはこれを代理する。

3 課長及び係長は、上司の命を受け、所管事務を掌理し、部下職員を指導する。

4 担当課長及び担当係長は、上司の命を受け、分掌事務を掌理し、部下職員を指導する。

5 その他の職員は、上司の命を受け、担当事務の処理に当たる。

(会計管理者)

第4条 会計管理者は第2条第1項で設置する総務課の課長をもって充てる。

(代理)

第5条 課長、担当課長、係長及び担当係長に事故があるとき、又はこれらの者が欠けたときは、それぞれ主管の上席者がその職務を代理する。

2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第170条第3項の規定による会計管理者の事務を代理する職員は、事務局長をもって充てる。

（相互援助）

第6条 緊急又は重要若しくは異例と認められる事務については、相互に援助し、又は協力しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第20号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月30日規則第1号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日規則第4号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月1日規則第2号）

この規則は、平成24年3月5日から施行する。

附 則（平成27年3月24日規則第1号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日規則第1号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月9日規則第3号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月20日規則第3号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。